

公休日の8月15日までの延長

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ

2021年8月8日

1. 昨7日、国家統治評議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、8月8日まで延長していた公休日について、更に8月15日まで延長し、引き続き外出自粛等の活動制限を要請する旨発表しましたのでお知らせします。なお、8月6日付領事メールにて、8月9日から13日までの間の当館業務について、領事業務のみ電話と窓口での対応を行う旨御案内しましたが、公休日の延長に伴う変更はありません。
2. この公休日の期間中は、生活必需品の購入等を除く外出自粛や、医療、銀行業務等を除く活動制限が要請されています。在留邦人の陽性例も引き続き報告されていますので、在留邦人の皆様におかれては、この公休日の期間中も、不要不急の外出を極力控え、より一層の「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、マスクの常時着用、手洗いや手指消毒の励行により、感染予防策を一層徹底していただくと共に、体調管理には十分留意していただくよう、重ねてお願いします。新型コロナウイルスの感染やその疑いがある旨診断された場合には、医務班メールアドレス（m.medical@yn.mofa.go.jp）へ御連絡いただきますようお願いいたします。
3. また、これまで累次お伝えしているとおり、目下の厳しい感染状況と医療体制に鑑み、当地において真に必要なかつ急を要する用務等がない場合には、ANA便等の利用による一時帰国の可能性を検討されることを引き続き強くお勧めします。

- 問い合わせ先：在ミャンマー日本国大使館 領事班
電話：95-1-549644～8
メール：ryoji@yn.mofa.go.jp